

令和 7 年 5 月 2 3 日

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
管理課

予定価格の公表方法及び入札回数の変更について

入札価格のみによらず、施工能力・技術者の能力・地域性などを含め総合的に評価されることが妥当と認められる一部の工事についても、下記のとおり予定価格を事前公表できるよう見直すこととします。

また、予定価格の公表方法の変更に伴い、入札回数の運用も併せて変更いたします。

① 予定価格公表

【改正前】

原則、予定価格を
「事後公表」とする。
ただし、緊急を要する災害
復旧工事に限定し、事前公表
とする。



【改正後】（R7.6.1～）

原則、予定価格を
「事後公表」とする。
ただし、**緊急を要する災害復
旧工事※又は予定価格 1 0 億円
以上の総合評価一般競争入札に
よる工事は事前公表とすること
ができる。**

② 入札回数

【改正前】

予定価格	入札回数
全て（金額に関わらず）	3 回
緊急を要する災害復旧 工事	1 回



【改正後】（R7.6.1～）

予定価格	入札回数
全て（金額に関わらず）	3 回
事前公表の工事	1 回

○適用月日：**令和 7 年 6 月 1 日以降**の入札指名通知から

※「緊急を要する災害復旧工事」とは、被災後すぐに施工する工事（応急工事等）で、見積随意契約 5 号により発注するものを想定しています。